

令和4年三重県議会定例会  
予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会  
提出資料

◎議案事項

- |   |   |
|---|---|
| 1 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について                       | 1 |
| 2 議案第86号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について                    | 2 |
| 3 議案第90号 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案について                       | 3 |
| 4 議案第91号 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する<br>条例等の一部を改正する条例案について | 4 |

令和4年6月23日  
総務部

## 議案第85号

### 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

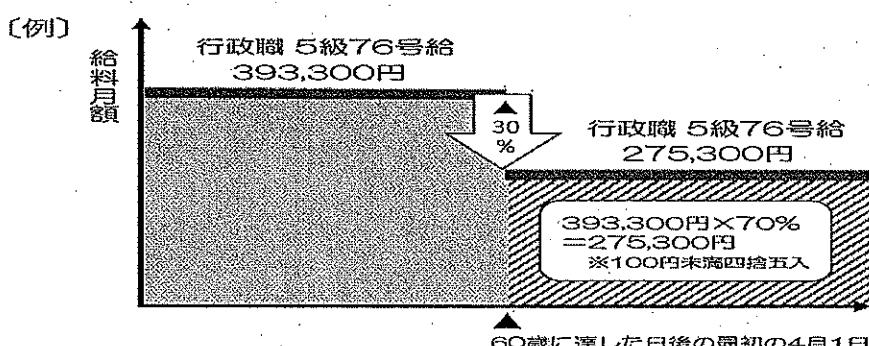
地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

#### 2 改正内容

(1) 60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準とします。

##### ① 管理監督職以外の職員

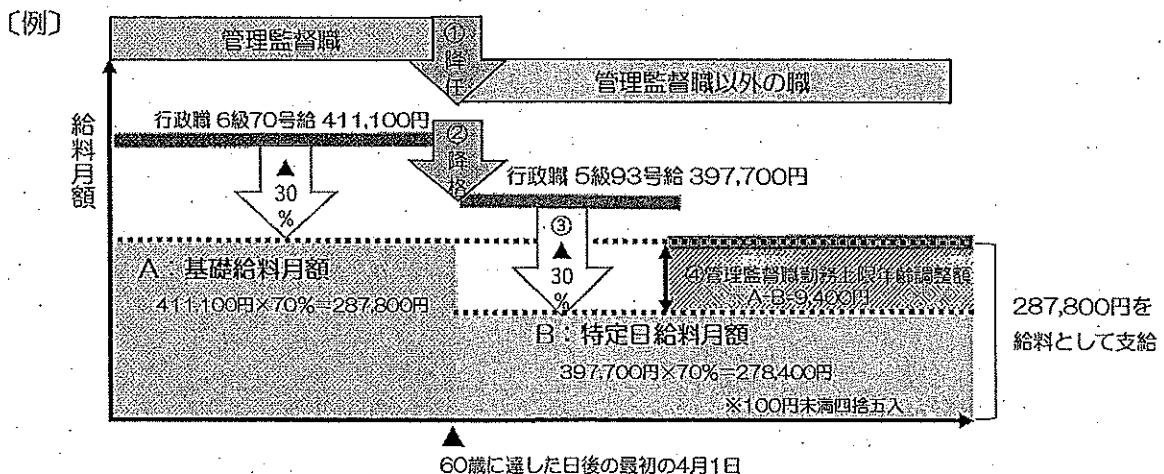
管理監督職以外の職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員に発令された職務の級及び号給に応じた額の7割とします。



##### ② 管理監督職の職員

管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢による降任等をされた場合の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、降任等をされた後の給料月額の7割とします。

上記の額が、降任等をされる前の給料月額の7割に達しないこととなる職員には、降任等をされる前の給料月額の7割となるよう、差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を支給します。



(2) その他規定を整備します。

#### 3 実施期日

令和5年4月1日から施行します。

## 議案第86号

### 2 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

#### 2 改正内容

- (1) 60歳に達した日以後定年前に退職する職員の退職手当は、当分の間、定年退職と同様に算定します。

##### ①支給率に係る特例

60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職する職員の退職手当の基本額については、自己都合退職の場合の支給率ではなく、定年退職の場合の支給率を用いて算定します。

##### ②基本額の計算方法に係る特例

退職手当の基本額は、退職日の給料月額に、勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じることを基本としています。

60歳を超える職員については、退職日の給料月額が7割水準となり60歳前の給料月額を下回ることから、60歳前の最も給料月額が高かった日までの期間と、その後から退職時までの期間とに分けて基本額を算定する特例を適用することとします。これにより、現行の定年年齢で退職する場合より退職手当額が下回らないようにします。

- (2) その他規定を整備します。

#### 3 実施期日

令和5年4月1日（一部公布の日、令和4年7月1日及び同年10月1日）から施行します。

## 議案第90号

### 3 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案について

#### 1 概要

三重県産業廃棄物税条例は、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課すものです。

本条例については、平成14年4月の条例施行から5年ごとに制度の検討を行っており、今回の改正は、令和4年3月に取りまとめられた「三重県産業廃棄物税制度に係る検証結果」を受けて、循環型社会の構築に向け、有用な廃棄物の循環的な利用の促進を図るため、課税標準の規定等を整備するものです。

#### 2 改正内容

課税標準に係る中間処理施設に、「メタン発酵施設」及び「炭化施設」を加え、これに係る処理係数を定めます。

課税標準の特例が受けられる施設に、規則で定める「エネルギーを回収する施設」を加えます。

地球温暖化対策に資する資源循環を促進するため、課税の根拠及び産業廃棄物税の使途の規定を整備します。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日（一部同年1月1日）から施行します。

## 議案第91号

### 4 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案について

#### 1 特例措置の概要

県内の地方活力向上地域、半島振興対策実施地域、過疎地域及び離島振興対策実施地域において、特定の設備を新設又は増設等した者に対して、事業税、不動産取得税及び県固定資産税の一部又は全部を免除するものです。

【特例措置（課税免除・不均一課税）の一覧】

※ 数字は免除割合

税目 地域	事業税			不動産所得税	県固定資産税		
	1年目	2年目	3年目		1年目	2年目	3年目
過疎地域	課税免除			課税免除	課税免除		
離島振興対策 実施地域	課税免除			課税免除	課税免除		
半島振興対策 実施地域	90%			90%	90%		
地方活力向上 地域	50%	25%	12.5%	課税免除	課税 免除	75%	50%

#### 2 改正内容

##### (1) 地方活力向上地域の特例措置

地方再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、対象となる整備計画の認定の期限を令和6年3月31日まで2年延長するとともに、整備計画の認定から供用開始するまでの期間を2年から3年に延長するものです。また、租税特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整理するものです。

##### (2) 半島・過疎・離島地域の特例措置

租税特別措置法の一部改正等に伴い、規定を整理するものです。

#### 3 施行期日及び適用期日

公布の日から施行しますが、施行期日に関わらず令和4年4月1日に遡って適用します。